

贈与税関係

「役員借入金」の債務免除を行う際の 税務上の留意点

1 はじめに

同族会社では、オーナー社長からの「役員借入金」が計上されている場合が多い。運転資金として会社にお金を貸すのは普通であるし、赤字企業であれば多くのケースで社長が会社にお金を入れることになる。また、儲かっている会社でも節税のため多額の役員報酬を計上し、そのために会社にお金が足りなくなったら、社長が会社にお金を貸すことになる。このようにして「役員借入金」は膨れ上がっていく。

2 役員借入金

この「役員借入金」は普段はあまり問題にならないが、いざオーナー社長が死亡した場合には相続および相続税の問題が生じる可能性がある。「役員借入金」は被相続人である社長の「貸付金債権」という相続財産となり、その相続税評価額もその元本価額と既経過利息との合計額で評価されてしまう(評基通204)。

会社から当該金額を回収できればよいが、多くの場合回収することは非常に困難であろう。だからといって、この「貸付金債権」を回収可能額で評価することは、一定の場合を除いて認められない。「今は回収できないかもしれないが、会社が儲かれば返済してもらえないではないか。」ということである。

このような「役員借入金」を解消する手段の一つとして、会社が当該債務について社長から債務免除を受けるという方法が

ある。以下では、その債務免除に伴う税務上の留意点を記すことにする。

3 法人の債務免除益

法人が債務免除を受けた場合、当該債務免除益が益金の額に算入されることになる。ただし、これにより多額の法人税等が発生してしまうことになれば、社長からすれば本意ではないであろう。

そこで、繰越欠損金があれば、それを利用して計画的に債務免除を行っていくことが現実的であろう。

4 個人のみなし贈与

オーナー社長以外にも複数の株主がいる同族会社において、その会社がオーナー社長から債務免除を受けた場合、その会社の純資産額が増加することになる。すると、その会社の株式の価額(純資産価額)が増加するので、他の株主(オーナー社長以外の株主)の所有する株式の価額が増加する。

この場合において、債務免除を行ったオーナー社長と他の株主が親族等の関係にあるときには、債務免除を行った株主から他の株主に対する贈与とみなされ、贈与税の課税対象となる(相法9,相基通9-2(3))。

このときの贈与の額については、債務免除後の株式価額から債務免除がなかった場合の株式価額を控除した金額を計算することになると考えられる。

この計算を財産評価基本通達にしたがって行くとすれば、以

下に掲げるような方法によることになるであろう。

(1) 純資産価額方式によるみなし贈与の額

債務免除後の1株当たり純資産額については、純資産の額－(負債の額－債務免除額＋受贈益に係る法人税等相当額)を発行済株式総数で除して計算する。

(2) 類似業種比準方式によるみなし贈与の額

債務免除後の1株当たり類似業種比準価額についても、直前期末に債務免除があったものとして計算することになるであろう。なお、債務免除益は非経常的な利益金額に該当すると考えられるので、1株あたり利益金額の計算上は除外することになるであろう。

ところで、以上のような株式評価を行った場合、債務免除前と債務免除後の評価額がともにゼロであることも考えられる。その場合には、みなし贈与の額もゼロであるということになる。

5 おわりに

「役員借入金」の解消方法としては、上記の債務免除による方法のほか、社長の「貸付金債権」自体を(例えば後継者等に)贈与または譲渡する方法やデット・エクイティ・スワップ(DES)を利用する方法等がある。いずれの方法を用いるにしても、税務上のメリット・デメリットがあるため、慎重な検討が必要となる。

〔 右山研究グループ
税理士 玉ノ井孝一 〕